

(要綱第27条)

袖ヶ浦市宅地開発事業に伴う 雨水排水基準

1 基本的な考え方

事業者は、開発区域及びその下流流域に溢水等の被害を生じさせないため、自らの責任において一貫した河川工事を行うものとする。

2 河川工事

この基準において、「河川工事」とは、河川の拡幅、護岸工事及び排水機場等の改修工事並びに調整池設置工事をいう。

3 適用範囲

適用範囲は、次のとおりとするものとする。

- (1) この基準は、一級河川の知事管理区間並びに二級河川及び準用河川並びに普通河川に係る宅地開発事業に適用する。
- (2) 原則として1ヘクタール以上の宅地開発事業に適用する。

4 事前協議

袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱（平成5年告示第49号）第4条の規定により事前協議をしようとする者は、溢水等の被害の生じるおそれのある区域について、次の事項を調査し、資料を提出すること。

(1) 流出系統及び流域

- ア 地形図（25,000分の1）によること。
- イ 流出系統の主要地点ごとの縦横断図を作成すること。
可能な限り既往氾濫水位を示すこと。

(2) 主要地点における既往水害及びその概要

(3) 主要地点において撮影した写真

- ア 開発区域内
- イ 流出系統の主要地点

(4) 将来の土地利用計画

事業者は、第1号から第3号までの調査資料を基に宅地開発事業の土地利用計画図、雨水排水計画図について、次の事項を考慮して作成すること。

- ア 現河道の流下能力

イ 流域平均雨量（r）

平均50ミリの時間雨量を想定したときの流出量

f：都市化及び予想地域 0.9

この荷重平均

そ の 他 0.7

A：流域面積 単位：K平方メートル

ウ 内水河川又は高潮の影響

5 雨水流出抑制施設の設置

(1) 雨水流出抑制施設

開発区域の面積が1ha以上の場合、雨水流出抑制施設を設置することとする。

その取り扱いについては、事業者が「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」及び「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引の解説」（以下、両者を含め「手引」という。）及び関連する技術指針、技術基準等に基づき計画し、放流先の施設管理者（市、その他の水路管理者等）と事前に協議すること。ただし、開発区域の面積が1ha未満の場合であっても、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況によりやむを得ないと認められるときは、雨水流出抑制施設を設置するものとする。

雨水流出抑制施設として浸透型施設・貯留浸透施設及びそれらを用いた併用施設を設置しようとするときは、その計画、調査、機能等について、放流先の施設管理者と協議することとする。

ア 調整池

調整池は、原則として自然調節方式（孔あきダム）とし、開発区域内の安全な位置に設置すること。

また、調整池が切土部、盛土部その他の人口改変地に設置される場合は、法面、擁壁等の近傍で宅地の安全性が損なわれるような場所に設置してはならない。

ただし、「宅地防災マニュアル」等の関連する技術指針等に基づき必要な調査と共に安全を確保するための必要な措置が講じられていると認められる場合には、この限りではない。

イ 浸透型施設及び貯留浸透施設

浸透型施設及び貯留浸透施設については、その設置区域（場所）及び構造等に十分留意すると共に、次の

①から⑤において指定する区域（場所）に浸透型施設及び貯留浸透施設を設置してはならない。

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域

② 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）3条第1項の地すべり防止区域

- ③ 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ⑤ 「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説」及び「宅地防災マニュアルの解説」に示されている「設置禁止区域」、「斜面近傍の浸透施設禁止場所の目安」の他、必要な調査及び対策が講じられているとは認められない盛土部、切土部等の人工改変地。

ウ オンサイト貯留施設

オンサイト貯留施設については、土地利用の安全性の確保に留意すると共に「手引」及び「宅地防災マニュアルの解説」に示されている限界水深を超えないよう努めるものとし、最大水深は「防災調節池の多目的利用指針（案）」、「宅地防災マニュアルの解説」に示されている湛水水深を超えないものとする。

なお、オンサイト貯留施設と他の雨水流出抑制施設との併設についても同様とする。

(2) 利水計画

宅地開発による、水源の枯渇及び流出係数の変化に伴い、周辺並びに下流部分の利水に支障をきたすおそれのある場合は、担当部局及び当該利水団体と協議し、必要な貯留施設を設けなければならない。

(3) 雨水流出抑制施設の維持管理

- ① 雨水流出抑制施設の維持管理については、「手引」の他、関連する技術指針等に基づき適切に行わなければならない。
- ② 調整池は、原則として市管理とする。ただし、宅地開発事業の用途により事業者が管理する場合は、市と別に協議すること。
- ③ 市が管理しない雨水流出抑制施設については、開発行為の申請者等と市及び放流先の管理者との間で管理協定を締結するなど、できうる限りその機能を担保する手だてを講ずるものとする。

また、将来の雨水流出抑制施設の管理者が開発完了時点で不明な場合には、開発行為の申請者等と市及び放流先の管理者との間で管理協定を締結し、管理者が明らかになった時点で再度その管理者との間で協定を締結するものとする。

ただし、個人住宅の敷地内に設置されるような小規模な浸透ます等は除く。

- ④ オンサイト貯留施設及びオンサイトを併用する雨水流出抑制施設については、その水深を表示する看板等を設置するなど、事故の防止に努めなければならない。

(4) その他、雨水流出抑制施設の取扱いについて

本基準における事項の外、雨水流出抑制施設の取扱いについては「手引」、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」、「防災調整池等技術基準（案）」、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説」、「宅地防災マニュアルの解説」の他、関連する各指針、技術基準等に基づき取扱うこととする。

附 則

この基準は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。